

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 実習ガイドライン

良い実習は 学生の意欲を育み

意欲の高い学生は 良質な保育者となり

良質な保育者は 子どもの人生の基礎を培う

令和2年7月

目次

はじめに	P 2
1. 本ガイドラインの目的	P 3
2. 教育実習の期間及び時間	P 3
3. 教育実習の構成とその目的	P 4
4. 教育実習の内容	P 5
5. 教育実習責任者の役割	P 7
6. オリエンテーション（事前打ち合わせ） における確認事項	P 8
7. 実習日誌等の記録、指導計画案の作成及び提出	P 9
(参考資料) 大阪府私立幼稚園連盟提案 実習日誌	P 10
8. 教育実習の採点・評価及び関連書類の提出	P 14
9. 養成校教員による実習園訪問（実習巡回指導）	P 14
10. 認定こども園における配属クラス及び実習時間の留意点	P 15
11. 教育実習中の実習生の気になる行動への対応	P 15
12. 実習生とかかわる際の禁止事項	P 15
13. 教育実習Q&A	P 17

はじめに

(一社)大阪府私立幼稚園連盟の加盟各園では、毎年のように各養成校からの実習生を引き受けていただいていることと思います。それは将来自園の保育者となりうる人を育成するというだけでなく、どこかの保育現場で保育者として働く人を育てることに園として貢献することであり、実習生を育てることを通じて自園の保育者が自分の保育を振り返り、「他人に保育を伝える」ことを学ぶことでもあります。

しかしながら「教育実習においては、マニュアルやガイドラインがある訳でもなく、実習生を受け入れたクラスの担任が自身の体験を基にして、実習カリキュラムを組み立てているのが現実であり、手探りの状態であると言っても過言ではなく」(大私幼・第22次プロジェクトチーム研究紀要 平成26年3月)という状況は今も変わりなく、多くの園が模索しながら実習を受け入れています。

養成校によって実習方法や実習日誌等の書式が少しずつ異なりますし、実習園側も園行事等の都合で求められる実習内容や方法に制約を受けることもあります。

また、実習生にとっては、初めての慣れない保育現場で、保育者として必要とされる基礎的な保育スキルを獲得することを求められながらも、保育現場での現実に圧倒され、「自分は保育者に向いていないのでは」と保育の道を断念する事例も残念ながら散見されます。全国保育士養成協議会が行った「保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究報告書」では、学生の保育者として働く意欲は入学時に比べて実習後に低下していることが分かりました。一方で実習後に働く意欲が上昇している学生もいました。調査報告書では、実習の効果的な実施に向けたキーワードとして、養成校と実習園等における「連携・協働性」「対話性」「継続性」「主体性」等を挙げると同時に、実習の担当者が指導者であると同時に支援者として実習生に接することの重要性を指摘しています。とは言え、保育現場の保育者が慌ただしい日々の業務に従事する中で、実習生がいずれ保育に携わる時のためにと思いながら指導に十分な時間を確保する困難さを感じています。

そんな状況を鑑み、(一社)大阪府私立幼稚園連盟として、実習生と実習園にとって互恵性のある実習方法として、保育現場でしか体験できない子どもの内面理解や興味関心に心を寄せるなど「子どもの『今』、『ここ』の思いに寄り添えるようになること」に特化した実習ガイドラインを作成しました。

実習を通して、保育のスキルを獲得するだけでなく、子どもと接する喜びを感じながら保育の道に進む意欲を持ってもらえればと思っております。

そして、実習を経験した実習生の中から大阪府の私立幼稚園で保育をしたいと思う人が一人でも多く現れ、大阪の子ども達の幸せな幼児期を支える、私たちの同僚となってもらえれば願います。

令和2年7月

一般社団法人 大阪府私立幼稚園連盟
理事長 安達 譲

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、(一社)大阪府私立幼稚園連盟(以下、「大私幼」という。)に所属する私立幼稚園及び認定こども園(以下、「実習園」という。)が、幼稚園教諭養成課程を有する大学・短期大学・専門学校等(以下、「養成校」という。)に在籍する学生(以下、「実習生」という。)の幼稚園教育実習を受け入れる際の実習園や担当する教諭・保育教諭(以下、「指導担当教員」という。)の指導の一助となるように作成したものである。

本ガイドラインは、養成校の実習ガイドラインとは異なり、大私幼独自の実習方法を通して、子どもの内面理解や興味関心に心を寄せるなど「子どもの『今』、『ここ』の思いに寄り添えるようになること」に特化したものとしている。

実習生が充実した教育実習を行うことで「自己成長感」を得ながら、保育実践力の向上を図り、幼稚園教諭・保育教諭志望への意欲をより一層高めることを主眼としている。

2. 教育実習の期間及び時間

幼稚園教育実習は、教育職員免許法第6条に定められる幼稚園教諭免許取得に必須の教育実習5単位のうち、養成校における事前・事後の指導を除く4単位に係わるものとする。本ガイドラインでは、原則として、全体の实習期間が4週間であるものとする。

ただし、各養成校の教育課程の実情等によって、期間を変更ないし分割して実施していることがあるので、実習園におかれては留意されたい。

- 実習時間は、労働基準法に準じて、原則として教育時間を中心とした8時から17時までの9時間拘束・8時間労働(休憩60分)を基準として、実習園での拘束時間が長くなり帰宅時間が遅くならないようにする。(※勤務時間には着替えの時間は含まない)
やむを得ず実習園の行事等により実習時間を延長する場合でも、18時には退勤させるよう努めること。また、延長する場合は、できる限り事前に実習生へ伝えておくこと。
- 実習生の病気や諸事情による欠席により、実習期間中に実習を実施できない日が生じた場合、実習園はその日数に応じて補充実習を行い、実習生の学ぶ権利を保障できるようにすること。園の行事予定やクラスの実情等により、実習期間をそのまま延長して補充実習を行うことが難しい場合は、別日に振り替えて実施できるよう、実習園と養成校が協議の上、日程を調整すること。
- 気象警報の発令等による臨時休園日で、保育者が出勤する場合は、原則として実習生の身の安全を確認した上で実習生も同様に出勤し、臨時休園日の保育者の職務内容が理解できるようにすること。ただし、実習生が出勤しても十分な指導ができなかったり、保育者が自宅待機をしたりする場合は、振替日を設けること。甚大な天災等により振替日を設けることができない場合は、この限りではない。

3. 教育実習の構成とその目的

教育実習は、「観察実習、参加実習」を中心とした実習前期と、「責任実習（部分、半日、全日実習）、研究保育等」を中心とした実習後期の2期に分けて構成されるものとする。

なお、実習前期と実習後期の日数については、「実習前期1週間＋実習後期3週間」または「実習前期2週間＋実習後期2週間」とされている場合が多いものの、各養成校によって形態は様々である。

また、「実習前期と実習後期を連続した4週間で行うのか、春と秋の2回に分けて行うのか」「実習前期と実習後期を同一の実習園で実施するのか、それぞれを異なる園で行うのか」など、実施の時期や方法も様々である。実習園は、そのような各養成校と実習生の実態を把握し、あらかじめそれらに配慮した受け入れ準備と指導を行う必要がある。

本ガイドラインでは、実習前期を「1～2週目」、実習後期を「3～4週目」と考えて記載する。

実習生と指導担当教員が、実習前期や実習後期それぞれの目的や学ぶべき内容、身に付けるべき技能などの目標を共有していることが、指導の上で重要となる。

実習園は養成校の教育課程の実情を把握したうえで、指導担当教員は実習生による振り返りや話し合いを通して、勇気付けや悩みや課題に共感しながら指導することが必要である。

① 実習前期（1～2週目）の目的

実習前期の実習では、幼児と初めて触れ合う実習生も多い。実習生が実習園の生活のきまりや流れを知り、子どもとともに生活することを通して、保育現場に親しみをもち、保育職に就くことへの意欲を高められることを目的とする。

実習園は、実習生が実習を通して園の実情や環境を理解できるように指導する。また保育の一部を担当させたりすることで、「初めは気付くことができなかったことに、1週間の実習を経て気付くようになってきた」といったように、実習を通して成長したと感じられるように指導を行う。そして、子どもとかかわる楽しさを体験しながら保育者としての職務や基本的態度を学び、基礎的な保育スキルを理解できるように援助する。

② 実習後期（3～4週目）の目的

実習後期の実習では、幼稚園の教育や認定こども園における教育・保育に参加することを通して、子ども理解の視点の広がりや深まりを感じながら子どもとかかわる本当の面白さに気づき、保育職に就くことへの意欲を確かなものとすることを目的とする。

実習園は、実習を通して実習生が学びを深め、保育者の使命と職務について体験的に学び、幼児教育・保育に関する理論と実践とを統合的に理解し、基礎的な保育スキルを身につけられるよう援助する。

4. 教育実習の内容

実習生は、実習園の指導のもとで、以下の内容について学び、保育者として必要な基礎的な保育スキルを身につける。また、保育者の職務についても、実際の体験を通して学ぶ。

①実習前期について

●実習前期の内容

- (1) 幼稚園等の生活を体験し、その機能を理解する。
- (2) 実習園の概要（教育方針、沿革、特徴など）を理解する。
- (3) 幼稚園等における子どもの一日の生活の流れや遊びの様子を理解する。
- (4) 保育者の職務と役割を理解する。
- (5) 施設・設備・園内および園外の環境について、把握・記録する。
- (6) 指導担当教員の保育を観察する。（指導案を参考にしながら、指導担当教員の援助・配慮の実践や子どもの活動を観察・記録する。）
- (7) 指導担当教員の補助を行う。
- (8) 保育指導案を書かない部分実習として保育の一部を担当し、絵本の読み聞かせや手遊び、ピアノ伴奏等を実施する。
- (9) 指導担当教員と振り返りや話し合いの時間をもち、子どもとのかかわりや援助の視点、環境構成などの意図や意味を知る。
- (10) 日誌・記録等の書き方を知る。
- (11) 保育現場に親しみ、保育に対する意欲を持つようになる。

●観察の内容

○保育者と子どものかかわり及び子ども同士のかかわりについて

- ・子どもとの生活や活動を通して、保育者と子どものかかわり方や、子ども同士のかかわり等を観察する。（なぜそのようなかかわりがあったのか等）

○幼児理解について

- ・具体的なエピソード、事象から子どもの姿をとらえ、子どもを理解していく。

○幼児の発達について

- ・子どもの様子を観察し、年齢による違いや個人差などに気付く。

○保育者の配慮や援助について

- ・一人ひとりの発達や個人差に応じた、保育者の配慮や援助などを観察し理解する。

○園内の環境と保育における環境構成

- ・園舎の構造や園庭の配置など園環境に関すること、各保育室内など保育における環境構成に関することなど、物の配置に込められた園や保育者の意図に気づき、理解する。

●指導に関する留意点

- ・指導担当教員は、実習生がその週の指導計画を把握することができるように、週の始まる日に日案及び週案を実習生に提示することが望ましい。
- ・指導担当教員は、振り返りの機会に、担任として大切にしている教育方針や指導上の教育的配慮について具体的に伝え、保育者としての姿勢を示すことを心がける。
- ・指導担当教員は、振り返りの機会に、当日の保育の展開や子どものかかわり方についての意図を伝え、保育者としての専門性に触れるとともに、保育の楽しさや面白みが増すようにする。
- ・指導担当教員は、振り返りや話し合いの機会に、実習生の行動や子どもとかわる姿について、良さを具体的に認め、実習生が自信を高め肯定的に実習を行える雰囲気を作る。
- ・実習初日から3日目までの間は実習生の緊張度も高く、また、不安に苛まれることも多いと思われる。指導担当教員だけではなく、主任・主幹教諭・園長等の管理職も実習生の動向を観察し、見守ることが望ましい。

②実習後期について

●実習後期の内容

より発展的な観察・参加実習及び責任実習（部分実習・半日実習・全日実習）や研究保育等を体験することを通し、以下の内容について学ぶ。

- (1) 幼稚園教育の実際を体験し、幼稚園等の機能及び保育者の職務を理解する。
- (2) 責任実習を体験し、子どもの発達段階や興味関心に合わせた指導を理解する。
- (3) 責任実習を体験し、実践的指導力の基盤を形成すると共に、自己課題を発見する。
- (4) 保育者としての倫理観や使命感、安全に配慮した環境構成の方法を理解する。
- (5) 日誌・記録等の書き方、責任実習を意識した指導計画案の立て方や書き方を習得する。
- (6) 指導担当教員と振り返りの時間をもち、子どものかかわりや援助の視点、環境構成の意味等の理解を深める。
- (7) 保育を支える保育者同士の連携・チームワークについて観察し、学ぶ。
- (8) これから実習生自身が目指すべき保育者像を構築する。

●責任実習に向けて

○実習後期 1 週目は、朝、昼、降園等の活動内における観察や参加実習を経験する。また、遊びを通して、それぞれの子ども一人ひとりの言動などを観察してクラスの特徴を把握し、指導担当教員の助言・指導のもとで、2週目以降に行われる責任実習・研究保育等における主活動の構想を立てる。

○全日実習については、実習生が実習中に一度は体験できるよう設定することが望ましい。ただし、実習園の行事予定やクラスの実情により、やむを得ない場合は行わなくてもよい。その場合、全日実習に替えて、半日実習や部分実習の組み合わせによって、一日の保育の流れを実習生が把握し、指導を体験できるよう配慮することが望ましい。

●指導に関する留意点

- ・指導担当教員は、子どもの実態に合わせた活動を実習生が考えられるように、「ともに考える」という姿勢で応答的にやりとりしながら指導・助言を行うことを心がける。特に、活動の目的やねらいを実習生自身が理解し、目的やねらいに応じた教材や保育の展開の工夫を考えられるように指導することが望ましい。
- ・実習園及び指導担当教員は、実習生個人の基礎的な保育スキルに合った実習ができるよう配慮し、記録及び指導計画案の作成については実習生の実態に合わせて指導すること。
特に、全日実習は、指導計画案の立案及び実施に際しての実習生の負担が大きいため、必要以上に実施回数を増やさない等の配慮を行うこと。
- ・主任・主幹教諭・園長等の管理職においては、実習指導を「指導担当教員の力量アップのために」などと一任してしまうのではなく、実習前期あるいは実習後期1週目からの積み重ねや課題意識が実習後期2週目の課題意識に結びついているか、実習生が表情良く意欲を持って取り組んでいるか等を定期的に観察し、必要に応じて助言や援助を行うことが望ましい。

5. 教育実習責任者の役割

教育実習の実施に際しては、全保育者による体制での取り組みが必要だが、その中心となるのが、管理職及び実習園の教育実習に関する企画や運営・調整等を行う教育実習責任者と、実習生に直接指導を行う指導担当教員である。

教育実習責任者には、大きく分けると「養成校との事務的な手続き」「園内での連絡・調整」「実習生への指導」「指導担当教員との調整」の4つの役割がある。

①養成校との事務的な手続き

- (1) 遅くとも半年前までに、実習希望者本人または養成校からの依頼を受け、受入可能であるか園内で協議し、検討する。受入可能であれば、本人または養成校に伝える。
- (2) 養成校からの正式な書面による依頼を受け手続きをする。
- (3) 実習開始前に関係書類（依頼状、出勤簿、評価表等）を本人または養成校から受け取る。
- (4) 実習生に事故や問題行動等の憂慮する事態が生じた場合には、園長に報告し、養成校への連絡を行う。
- (5) 養成校教員による実習園訪問の日程調整や連絡をする。
- (6) 実習終了後に関係書類を養成校に送付する。

②園内での連絡・調整

- (1) 受け入れる実習生の人数や日程・希望等を把握し、指導担当教員、学年やクラスを決定する。

- (2) 実習生の人数・氏名・日程・指導担当教員等の情報をまとめた一覧表を作成し、その内容を園内に周知する。
- (3) 指導担当教員および実習生への配付資料等を準備する。
- (4) 指導担当教員と研究保育等の日程を決め、それを園内に周知して調整する。
- (5) 評価会議を企画し、必要に応じて評価のための資料を作成する。

③実習生への指導

- (1) 実習生との事前打ち合わせに指導担当教員と同席し、事前指導を行う。
- (2) 実習生の様子に気を配り、配慮すべき点があれば、指導担当教員との協議を行う。
- (3) 実習期間全体の見通しを示し、実習生が計画的に取り組めるように配慮する。

④指導担当教員との調整

- (1) 指導担当教員と実習の意義や実習生の意欲を高めることの重要性等について話し合い、共有する。
- (2) 指導担当教員と一緒に、実習生の事前打ち合わせに同席し、事前指導を行う。
必要に応じて、歌や教材の準備を指示する。(ピアノ伴奏は、必ず事前に楽譜を渡す。)
- (3) 実習後には実習生の採点・評価を行う。その際、客観的な事実等に基づいて評価を行い、評価の根拠を明確にしておく必要がある。

6. オリエンテーション(事前打ち合わせ)における確認事項

実習園で行う実習生とのオリエンテーション(事前打ち合わせ)は、遅くとも実習開始の2週間前までに行うことが望ましい。事前打ち合わせで以下の事項について実習園の方針を実習生に示し、実習生が十分に準備をした上で実習に臨めるよう指導や配慮を行うこと。

また、実習園は、実習生が実習前日まで学校の授業に参加していることを考慮し、実習前に過度な課題を出すことは避けること。

- (1) 実習園の教育理念・教育目標及び教育方針。(沿革、特徴、在籍園児数、教職員数、園舎の見取り図など、実習記録に記入・貼付する資料の提供)
- (2) 実習期間に予定されている園の行事及び保育の流れ。(教育課程、年間指導計画、月間指導計画等の提供)
- (3) 配属クラスと実習生が責任実習(部分・半日・全日実習)を行う予定。
- (4) 日誌・記録・指導案等を提出する場合、その提出期限等。(指導案は実施予定日の何日前までに下書き・清書を提出するのか)
- (5) 指導案及び日誌の記入方法について、園としての特別な方針がある場合はその詳細。
- (6) 指導案についての振り返り等を、一日のどのタイミングで行う予定であるのか。
(実習中の一日の流れの見通しを持たせる)

- (7) 実習中にかかる費用（おやつ代、給食費等）、持ち物（名札他）等。
- (8) 実習において実習生が演奏する可能性のある生活の歌、季節の歌等。（楽曲の提示や楽譜の提供）
- (9) 実習において実習生が実施する可能性のある活動とそれに必要な教材の準備等。
実習生自身が部分実習・責任実習で使用する教材は、園の物品を使用してよいのか、あるいは実習生自身で用意するかを伝えること。
- (10) 実習生の通勤手段・経路の確認。
- (11) 実習生の健康状態について。（食物アレルギー等、実習中に配慮の必要な内容）
- (12) 気象警報発令時の出勤と連絡方法について。（時間や休暇警報基準や振替等）
- (13) 報告・連絡・相談について。（質問や困ったことの相談などは、指導担当教員が随時受け付けること等）
- (14) 守秘義務について。（SNSへの投稿禁止なども含めた諸注意）
- (15) 実習中の服装や身だしなみ、持ち物等について、園の方針がある場合はその詳細。
- (16) スマートフォンや貴重品の扱い・管理について。（基本的には必要以上に金銭を持っていかないこと）
- (17) その他、実習生が実習に臨む心構えとして必要と思われること。

- オリエンテーション時にまだ何歳児に入るか決まっていなくてもかかわらず、「設定保育でやりたい内容の指導案を2つか3つ、実習初日にもってきて」などと求めないこと。
- 実習園が実習費を養成校から受け取っている場合、それを実習中の必要経費（教材・給食・園外保育・保険・指導担当教員の手当等）に充当することができる。
実習中、どうしても園指定の高額な教材等を使用しなくてはならない場合は、実習園が貸し出す等の対応をし、実習生に過度な金銭的負担が発生しないよう配慮すること。

7. 実習日誌等の記録、指導計画案の作成及び提出

実習中の日誌・記録・指導計画案等については、毎日の実習終了後に実習生が記録・作成を行う時間を設け、その後指導担当教員へ提出し、指導を受けるものとする。

指導担当教員のみならず、主任や園長などにも日誌・記録・指導計画案等を提出する必要がある園は、実習生との事前打合せの際に、その旨を伝えること。

部分実習等の指導計画案は、実習期間中に少しずつ改善していけるように、相談・指導の体制を整えること。

◎（参考資料）大阪府私立幼稚園連盟提案 実習日誌

学生にとって実習での辛い経験の一つに、日誌の作成に時間をとられたという声がよく聞かれ、日誌の記載に追われてしまい、次の日に向けての準備をする余裕がない姿を散見する。子どもの育ちを理解するための記録は、眼前の事象を客観的に捉える保育の専門性としてなくてはならない重要な行為であり、記録の作成を通して専門性が育まれることは言うまでもない。しかし、重要な保育の専門性だからといって、実習生に過度な負担を与え、本来幼稚園実習を通して感じてもらうはずの「子どもの姿をみることで感じられること」や「子どもとかわる楽しさ」や「幼稚園教諭のやりがい」を感じられなければ本末転倒である。

そこで、大私幼では、「子どもの『今』、『ここ』の思いに寄り添えるようになること」に特化するため、出来るかぎり記入する内容を精査した体験重視型実習日誌である「大阪府私立幼稚園連盟提案実習日誌」（以下、「大私幼実習日誌」という。）を作成した。

大私幼実習日誌を使うことは必須ではないが、養成校に本ガイドラインの趣旨を理解してもらいこの日誌を使用することで、実習生や実習園にとって互恵性の大きい実習につながると思う。

（実習生にとってのメリット）

- ・実習中に求められる視点が理解しやすく、日誌が書きやすい。
- ・記入部分が少ないので、次の準備や子どもに向き合うことに注力できる。
- ・指導担当教員との面談で記載内容に沿って意見を言いやすい。

（指導担当教員にとってのメリット）

- ・実習生と面談を進めやすく、アドバイスしやすい。
- ・日誌に記入された質疑に直接対話の中で答えたり指導ができたりするので、後ほど指導担当教員が日誌を確認して添削する時間が大幅に短縮される。
- ・実習生がどう感じ、どこに疑問を持っているのかを理解して指導に生かすことができる。

◎大私幼実習日誌を使用する際の留意事項

○この大私幼実習日誌は、指導担当教員と実習生との対話を通して、実習生が保育者に必要な知識や技能を獲得することを重要視している。実習生が大私幼実習日誌を使用したことが無いことを踏まえて、用紙を渡して確認させるだけでなく、保育者との面談を通して「質問をどのように書くべきか」を伝えることが重要である。また、指導担当教員が想定していない意見や疑問が実習生から出た場合は、それを否定せず、丁寧に問い返し話題を深めることが重要である。実習生はその繰り返しを通して、保育者として必要となる視点を育むことができる。

○大私幼実習日誌を使用する際に、実習生に対しては、部分実習や全日実習とつながりを持てるように、子どもの姿、環境構成、保育者の援助、保育者の配慮などに意識が向くような対話を大事にすること。

大私幼実習日誌の大きさ（A4判）や文面の言葉は、各園の実情に合わせて変更することは可能である。

大私幼実習日誌のデータが必要な場合は、大私幼ホームページの「加盟園のみなさま」よりダウンロードすること。

○指導計画案は従来通り養成校のものを使用する。環境構成図や保育者の援助の流れ、保育者の援助や配慮など、指導計画案で補うことも大切である。

○養成校や各園の実習方針により、従来の日誌を使用することは差し支えない。

初日分は使用する、週一度は使用する、自主的に記入して養成校で使用する等、各養成校と相談しながら実施すること。オリエンテーションで実習生に伝えると共に、大私幼実習日誌の見本を渡す。

※日誌の指導に熱が入るあまり、初日から多くの修正・訂正を行うことで、実習生の意欲を下げることがある。

誤字脱字、日本語表現のおかしさ（意味不明の日本語）、「表現の仕方」（～する、～を促す）とすべきを「～した、～と言った」といった表記レベルの指導内容と、「保育者の意図や配慮を含めて書く」といったより深い指導内容と実習生のレベルや実習前期や実習後期で区別しながら指導すること。

※各園の実情に合わせて上記の留意事項を実施したとしても、大私幼実習日誌を採用するそもそもの意義を考慮し、実習生の記述量が能力以上に増えるようにならないように配慮することが望ましい。

大私幼実習日誌 (園)

日付・曜日	月 日 ()	学校名・氏名	
今日の主な活動	クラス ()		
クラスのねらい (園のねらい)	①	実習生の 今日の目標	②

一日の振り返り (面談の視点)

【今日の実習で、上記の「クラスのねらい (園のねらい)」を活動のどんな場面で見えたか】

③

【今日の実習で、子ども同士のかかわりや保育者の子どもへのかかわり、保育者の仕事等で学んだこと・気付いたこと】

④

【今日の実習で、子どもへのかかわりや保育者の仕事等で疑問に思ったこと・迷ったこと・困ったこと】

⑤



⑥

【今日の実習で、印象に残った子どものエピソードとその考察】

※エピソード＝遊び、生活習慣、けんか、かかわりを、具体的な保育者や子どもの言葉や行動を添えて記入

⑦

【今日の実習で、印象に残った環境 (園庭・保育室環境) にかかわる子どもの姿、及びその環境構成の意図の考察】

⑧

【今日の実習を踏まえて、明日はどんな目標を持って実習するのか】

⑨

印

大私幼実習日誌の使い方

(1)当日の保育を迎えるまでに

日付・曜日、今日の主な活動、クラスのねらい(園のねらい)、実習生の今日の目標まで記入する。

①クラスのねらい(園のねらい)

その日のクラス(園全体)のねらいを、指導担当教員に尋ねて記載する。
あらかじめ一日の活動のねらいを聞くことで、より深い理解につながる。

②実習生の今日の目標

実習生が事前に目標を書くことで、意図をもって保育に取り組むことができる。指導担当教員は実習生の思いを理解しながらかかわることができる。

(2)当日の保育終了後 (園の行事等でその日に面談ができない場合は、翌日に行くこと)

指導担当教員の面談が始まる前に全て記入する。そうすることで実習生は考えが整理され、指導担当教員は実習生の考えを理解しながら、より良い対話ができる面談が実施できる。

③今日の実習の中で、上記の「クラスのねらい(園のねらい)」を活動のどんな場面で見えたか。

④今日の実習の中で、子どもの同士のかかわりや保育者の子どもへのかかわり、保育者の仕事等で学んだこと・気付いたこと

⑤今日の実習の中で、子どもへのかかわりや保育者の仕事等での疑問に思ったこと・迷ったこと・困ったこと

実習生はどこを見るべきか、何を見るべきか、指導担当教員は実習生がどこを見ていたかを理解できる。

書かれている内容を実習生に改めて話してもらい、指導担当教員がそれを受けて良かった点を伝えたり、説明を加えたりする。

特に⑤の疑問に思ったことに対して、指導担当教員が返答した内容を⑥に記入する。記入することで、実習生がどう受け取ったかが理解できる。指導担当教員にとっては、どのように説明したかの記録となる。

⑦今日の実習で、印象に残った子どものエピソードとその考察

⑧今日の実習で、印象に残った環境(園庭・保育室環境)にかかわる子どもの姿、及びその環境構成の意図の考察

遊びや生活の中の一場面から、エピソード記録や子どもの内面理解や環境構成の理解を深めるトレーニングをする記述である。実習生にとって保育現場は慌ただしく過ぎてゆくので、それぞれ一つに絞ってみる方が効果的である。指導担当教員と話を深めながら、「子どもに目線を向けられるようになること」につなげる。

⑨今日の実習を踏まえて、明日はどんな目標を持って実習するのか

今日の保育や指導担当教員との対話を踏まえて、明日の活動への目標を持ってもらう。

8. 教育実習の採点・評価及び関連書類の提出

教育実習の評価は、実習園の実習中の評価を参考に、養成校が総合的に行う。実習園は、養成校の指定する評価票を使用し、実習生の人生を左右する可能性があることを念頭におきながら、指導担当教員をはじめ実習園として責任のある評価を行う必要がある。

採点については以下の項目に十分留意し、多様かつ客観的な視点から評価すること。

- 評価表や出勤簿等の書類は、養成校の定める方法・期限を遵守して提出すること。
- 実習後に実習生が充実感や達成感を得られるよう、採点内容及びコメント欄等にも配慮をすること。
また、コメント欄には今後の改善点を付記することが望ましい。
- 客観的でない評価基準は、文部科学省の指導により認められていない。そのため、実習期間中に就職活動を行ったことを理由に評価を低くするなど、実習生の職業選択の自由の権利を妨げてはならない。同様に、実習園の採用試験を受けるよう実習生を勧誘し、それを実習生に断られたとしても、そのことが採点・評価に影響してはならない。
- 著しく低い評価（例えば「不可」など）を付けざるを得ない場合は、実習期間中に養成校の担当者に連絡し、対応を協議しながら実習指導を進めること。

9. 養成校教員による実習園訪問（実習巡回指導）

実習期間中に養成校教員が実習園に訪問するのは、実習生の様子を把握することはもちろん、実習生に相談を受けたり、実習生に指導したりすることで、実習中の学びを支援するためである。

また、実習園と養成校が保育者養成の連携を図る上でも、重要な機会である。

実習園訪問の際は、実習園の関係者が立ち会わずに、養成校教員と実習生のみで面談を行う時間と、保育者や子どもの視界に入らず落ち着いて話すことができる場所を実習園内で提供できることが望ましい。

(1) 養成校教員の訪問日時の調整と確認

養成校教員が責任実習（部分・半日・全日実習）または研究保育等の実施に合わせて訪問を希望する場合、実習園はその予定を伝えて調整すること。

また、訪問日時が保育時間中の場合は、短い時間でも、実習生が子どもとかがかかわっている姿を養成校教員が見られるように配慮すること。

(2) 実習生の実習中の様子について、指導担当教員や実習園が気付いたことの報告

（遅刻・早退・欠席の有無、健康状態、子どもとのかかわり、指導担当教員や他の保

育者との関係、実習生がよく頑張っていること、課題になっていること、残りの学生生活で頑張りたいこと、印象に残った実習中のエピソード、保育以外の場面での実習態度等)

- (3) 日誌・記録・指導計画案等を書く力について。また、これらを滞りなく提出できているかなどの取り組みの報告をする。
- (4) 実習と直接関係のない話題（採用・就職状況に関する情報交換等）に終始しないよう留意すること。

10. 認定こども園における配属クラス及び実習時間の留意点

幼稚園教育実習は幼稚園教諭免許の取得にかかわる実習であり、実習生の配属クラスは必ず幼児クラス（満3歳～5歳）でなければならない。一時的に乳児クラスや預かり保育を体験させることは構わないが、実習生の主たる配属クラスを乳児クラス等にするにはできない。また、教育標準時間の終了後は、翌日の保育の準備や教材研究等、保育者としての職務内容を体験することが基本である。

11. 教育実習中の実習生の気になる行動への対応

「実習の記録や計画の提出期日を守ることができない」「実習期間中にたびたび休む」「急激な態度や指導に反発するような態度が目立つ」等の気になる行動が見受けられた場合、指導担当教員は園長及び教育実習責任者に報告し、園長または教育実習責任者を通じて養成校教員と相談の上、対応すること。

また、実習生が実習園に対し、明らかにその利益を損なう言動を行った場合には、実習園は養成校と協議のうえ、実習を中止することができる。

実習中止後、養成校での指導助言が行われ、実習生に改善の兆しがあると見られる場合は、再実習を行うなど柔軟な対応を望む。

12. 実習生とかかわる際の禁止事項

以下は、実習生とかかわる際の禁止事項であり、園長以下全保育者にあらかじめ周知しておくことが必要である。

- (1) 実習生を精神的・肉体的に傷つける行為または実習生の「保育者になりたい！」という意欲や夢を傷つけるような行為。
 - 例)・実習生への否定的な物言いや強い口調での指示等。
 - ・「ここの園はキツイから就職しない方がいいよ…」など、実習園や他園への誹謗中傷や否定的な憶測、または園長や他の保育者に対する陰口、子どもや保護

者に対する愚痴などを実習生へ告げること。また、保育者同士がそのような内容の話をしている、実習生が聞いてしまうことが無いようにする。

- (2) 実習園への就職に関する強引な勧誘行為あるいは成績評価等を盾に取るような言動。
実習生は成績評価を気にし、実習園からの勧誘に対してははっきりと自分の意思を表現しにくい立場にあるため、就職の勧誘の際には特に細心の注意を払う必要がある。
- (3) 教育実習とは直接関係の無い活動を指示すること、あるいはそれを手伝わせること。
例)・園長自宅の清掃や家事の手伝いをさせる(炊事・洗濯・買い物・ペットや家人の世話等)。
・選挙の応援やチラシの配布、署名活動等を手伝わせる。
- (4) 高額な商品購入の勧誘や紹介に類する行為。
例) ネズミ講やエステ、高額な〇〇式教育法の教材・研修会等への勧誘や紹介等。
- (5) セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント等に該当する行為。
例)・正当な理由のない人格否定や多数の面前での批難。
・実習生に対して指導を拒否したり、無視したり、侮蔑的な言葉をあびせる。
・不当に多い課題を不可能な短期間にこなすよう指示する。
・正当な理由なく実習に関して指導教員等と相談することを一切禁止する。
・休日の研究や深夜における指導を強要する。
・正当な理由なく成績評価を不可にしたり、記録や日誌等の提出物を受理したりしない等。
・職務上知り得た実習生の個人情報、他の保育者に告げて回る。
・個人的な事柄をしつこく聞いたり、強引に勝手な助言をしたりする。
・飲み会や食事会、コンパなど、個人的な行動に付き合うことを強要したり、連絡先の交換を強いたりする。
・男性の実習生に対し、「男性用更衣室がないから」という理由で、人前での着替えを指示する。
・実習生が入信する宗教を誹謗中傷し、棄教を迫る。
- (6) その他、実習生及び養成校に迷惑をかけ、実習の遂行に支障をきたす行為。

13. 教育実習Q&A

～実習生に関わる事項～

Q1 実習生の体調管理について、どのようなことに配慮し、また対応をすればよいでしょうか。

A1 実習期間中、実習生は、私たちの想像以上に緊張しているものと考えられ、また、実習生自身も自己の体調について自分で申し出にくいものです。充実した教育実習となるためにも、指導担当教員を中心にきめ細かな配慮が必要です。

事前の打ち合わせに際し、アレルギー疾患等の持病や身体の故障について聞き取る
とともに、体調に異変を感じた時には遠慮なく申し出るよう、園の姿勢をあらかじめ実習生に伝えましょう。養成校によっては、実習に入る前に健康診断や健康に関するアンケートを実施し、実習園にも伝えた方がよいと思われる事項については、事前に園へ知らせているケースもあります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として実習前から毎朝の検温等を実施し、感染の予防を心がけることも事前に伝えていくことが必要です。

Q2 実習生が感染症に罹患し、実習期間の途中で実習ができなくなった場合、評価はどうすればよいでしょうか。

A2 まず、教育実習は養成校の規定に基づいて実施するものであることから、養成校の実習担当者に連絡し、何日・何時間以上で単位を出すか、出さないかを確認する必要があります。その上で、最低限の条件を満たすことができるよう、個別に実習期間を延長して補充実習を行うなどの配慮が必要です。

Q3 無断で休んで連絡がとれないときは、どのように対応すればよいでしょうか。

A3 基本的にやむを得ず休む場合は、実習園と養成校両方に連絡することが基本です。養成校の実習担当者と連携を図り、対応を協議しましょう。

Q4 子どもとかかわろうとしない（かかわるのが苦手な）実習生への精神的なサポートは、どのようにすればよいでしょうか。

A4 子どもとかかわることは、教員に必要とされている資質の一つです。しかし、実習生が自分のコミュニケーション力に自信がなかったり、あるいは過度に緊張していたりして、積極的に子どもとかかわろうとしない場合もあります。

保育者になりたいという本人の意志をあらためて確認するとともに、具体的な子どもへの声のかけ方を例示したり、じっくり触れ合う時間を多く設定したりするなどの工夫が必要です。

- Q5 子どもの前に立って指導する際に、過度に緊張してしまう実習生に対するサポートは、どのようにすればよいでしょうか。
- A5 実習生への個別指導の機会を多くとり、本人の不安をできるだけ取り除くことができるよう、助言します。指導担当教員だけでなく、園長を中心とした保育者全体で本人の不安がどこにあるのかを見通し、できるだけ取り除くようにします。本人が様々な事象に対応できるようにし、一つ一つやり遂げていくという体験を積み重ねることで、少しずつ自信をつけることができるように配慮することが大切です。
また、必要に応じて、養成校の実習担当者と連絡を密にとり、実習生本人の特性等について把握し、情報を提供しておくことも大切です。
- Q6 過度な自信をもち、指導を素直に受け止めない実習生に対する指導はどのようにすればよいでしょうか。
- A6 まずは実習生として、他の教員の方の実践や様々な事例から謙虚に学ぶことの大切さを説くことが大切です。例えば次のような指導をします。
- 過度な自信は、実習生自身が体験した範囲の中での限られた成功例から生まれることを踏まえ、実際の保育現場では、実習生の想定を越える事態が発生するというを示します。
 - 保育現場の様々なケースで、どのように対応をとるのかという演習を行います。
 - 指導計画案を作成する際には、予想される子どもたちの反応を指導担当教員から様々に例示し、それに対してどのように対応するのかを考えさせます。
- このような指導により、保育者として必要な「謙虚に学ぼうとする姿勢」や「広い視野」をもてるようにします。ただし、実習生はどうしても指導担当教員に対して威圧感を抱きやすい状況であることは留意しながら言動に配慮すること。
- Q7 実習生の保育を実践する能力や、指導計画案を立てたり記録等を記入したりする能力などが著しく低い場合は、どのように対応すればよいでしょうか。
- A7 一般的には、経験を積み重ねていくことにより、保育技術等も向上していくものと考えられますが、実習生の保育は子どもにとって貴重な学びの時間でもありますので、中途半端な準備・状況で責任実習を複数回実施するよりも、柔軟に予定を変更して、一つの責任実習に時間をかけてしっかりと準備するよう指導します。
その際に、他の保育者や実習生の保育を見学する時間を多く設けたり、他の実習生を対象として模擬保育を行わせる機会を設けたりするなど、工夫が必要です。
なお、養成校が責任実習の実施回数を示している場合や、「不可」の成績を付けざるを得ない状況が見込まれる場合は、実習期間中に養成校の実習担当者に連絡し対応を協議しながら進める必要があります。

～養成校と実習園の双方が確認する事項～

Q8 実習生が実習中の通勤に自家用車（自動二輪を含む）を使用したいと申し出てきました。どのように対応すればよいでしょうか。

A8 安全確保の観点から、原則として公共交通機関を利用するよう指導します。
しかし、実習園所在地の交通の利便性や特別な事情がある場合には、養成校と連携して十分な安全指導を行い、自家用車（自動二輪・自転車を含む）の使用を認めても差し支えありません。但し、自転車に関する保険に加入していることを条件とするなど、自宅から園までに事故が起こった時の対応を確認しておくこと。

Q9 実習生が実習期間中に就職活動を行いたいと申し出てきました。どのように対応すればよいでしょうか。

A9 実習期間中は、実習生の就職活動の時期と重なることがあります。複数の園や企業等の説明を聞きに行ったり、受験したりする学生がほとんどです。期間中は実習に集中することが望ましいのですが、実習生の将来を考えると、一定の配慮も必要です。

実習期間中の就職活動の状況を確認し、本人にとってどうしても必要とされる採用試験等がある場合には、欠席等を認める必要があります。なお、欠席した日の補修は原則的に必要ですので実習園と養成校で日程調整の連絡を行います。

また、実習中に就職活動を行ったことを理由に採点・評価を低くするなど、実習生の職業選択の自由の権利を妨げるようなことをしてはいけません。

Q10 教育実習中、実習生が子どもにケガをさせてしまったとき、または実習生がケガをしてしまったときは、どのように対応すればよいでしょうか。

A10 速やかに実習生本人及び実習園から、養成校の実習担当者に報告し、養成校と連携して対応を協議する必要があります。なお、実習生とはいえ、実習園の指導下にあることから、ケガをした子どもの保護者への説明や謝罪などについては、実習園が責任を持って行うことが必要です。養成校も基本的には、教育実習にあたり、保険に加入しているはずですので、確認しておくことも必要です。

～実習園の対応についての事項～

Q11 実習生を遅くまで園に残している指導担当教員がいます。どのように対応すればよいでしょうか。

A11 教育実習中、実習生は普段と異なる環境や新しい人間関係の中で実習を行っています。そのような中、心身の健康を損なってしまったり、深夜の帰宅に不安を感じた

りしている実習生もいます。しかし、実習生がそのように感じていても、実習生自身からは指導担当教員に言い出しにくいものです。

実習担当責任者を主とする管理職や他の保育者が配慮し、必要に応じて、実習の進め方や指導の在り方に無理がないか確認し、場合によっては、無理がないよう柔軟に進め方や指導の在り方を見直すことが必要です。

実習生の指導は、勤務時間内に行うことが原則であり、過度な指導が行われないよう計画的に取り組む必要があります。

特別な事情がある場合は、実習生本人とも相談し、その意向を十分に踏まえ、実習生への心身の負担に十分配慮するよう指導担当教員に助言します。

Q12 実習生の子どもへの接し方が悪いと保護者からのクレームがきた時は、園としてどのように対応すればよいでしょうか。

A12 実習生とはいえ、実習園の指導下にあることから、子どもの保護者への説明については、実習園が責任を持って行うことが必要です。その際には、教育実習の意義・役割を含め、一般の教員と異なる教育実習生の立場なども丁寧に説明し、保護者の理解を求めよう努めましょう。

Q13 教育実習終了後、子どもやその保護者との個人的なつながり（住所や携帯番号、メールアドレスの交換、SNSでの交流等）が判明した時は、どのように対応すればよいでしょうか？

A13 この行為は基本的には、禁止事項です。実習生には各養成校の事前指導において、守秘義務の指導と合わせて、このことは明確に伝えられています。

どんな事情があったとしても、教育実習という特別な目的のもと、教育実習生と子どもあるいはその保護者という特別な関係の中で形成された人間関係を、実習後も、園外において個人的な関係として継続していくことは、適切ではありません。

判明した場合は、養成校と協議をしながら対応します。

子どもとその保護者が実習生に連絡をとる必要がある場合は、園を通して行う必要があることを伝えましょう。

実習ガイドライン助言者・作成者一覧

教員養成校 (50音順・敬称略、令和2年6月現在)

【アドバイザー】

(第1版アドバイザー)

園田大学 上野 恭裕
人間科学大学 須河内 貢
大阪総合保育大学 瀧川 光治
常磐会短期大学 輿石 由美子
四天王寺大学 田辺 昌吾
関西国際大学 椋田 善之
関西女子短期大学 太田 顕子
梅花女子大学 目久田 純一
四條畷学園短期大学 合田 誠

(第2版アドバイザー)

帝塚山大学 岡澤 哲子
千里金蘭大学 片岡 章彦
大阪国際大学 久保田 健一郎
大阪総合保育大学 東城 大輔
大阪教育大学 中橋 美穂
関西保育福祉専門学校 藤田 千波
四天王寺短期大学 松山 由美子
千代田短期大学 寄 ゆかり

【(一社)大阪府私立幼稚園連盟】

【監修】

安達 讓 幼保連携型認定こども園 せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 理事長

杉本 圭隆 むつみこども園

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 教育研究委員長

中村 妙子 幼保連携型認定こども園 常磐会短期大学附属いずみがおか幼稚園

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 前・教育研究委員長

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 教育研究委員 一同

【編著】

北島 孝通 幼保連携型認定こども園 庄内こどもの杜幼稚園

西岡 真希 認定こども園 新光明池幼稚園

淡野 宏仁 新ひのお台幼稚園

(一社)大阪府私立幼稚園連盟 教育研究副委員長

参考文献・参考資料

長野県私立幼稚園・認定こども園協会「幼稚園教育実習における指導のガイドライン」

山口県教育委員会「教育実習実施にあたってのガイドライン」

(一社)兵庫県私立幼稚園協会「実習ガイドライン」